㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
御殿場市・裾野市・小山町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
㈡　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和六十年六月二十六日農林水産省告示第九百四十九号、昭和六十二年七月十七日農林水産省告示第九百四十六号（一に係るものに限る。）、昭和六十三年四月十九日農林水産省告示第四百九十九号（一に係るものに限る。）
㈢　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年十月十一日
農林水産大臣　郡司　彰
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県周智郡森町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年十月十一日
農林水産大臣　郡司　彰
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県周智郡森町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成二十四年十月十一日
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰
第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事（熊本県上益城郡益城町大字小池字塔ノ平地内から同町大字小池字塚田地内まで）及びこれに伴う準用河川付替工事
第3　起業地
1　収用の部分　熊本県上益城郡益城町大字小池字塔ノ平、字西原、字中原及び字塚田地内
2　使用の部分　熊本県上益城郡益城町大字小池字西原、字中原及び字塚田地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、熊本県上益城郡益城町大字小池字塔ノ平地内の嘉島ジャンクション（仮称）から同郡山都町城平字原地内の矢部インターチェンジ（仮称）までの延長22.9kmの区間を全体計画区間とする「高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事及びこれに伴う準用河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業のうち、「高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される準用河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が準用される河川に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
高速自動車国道九州横断自動車道延岡線は、熊本県上益城郡御船町を起点とし、同郡山都町、宮崎県西臼杵郡高千穂町等を経て、延岡市を終点とする延長約95kmの路線である。このうち、本件事業は、熊本県上益城郡益城町大字小池字塔ノ平地内の嘉島ジャンクション（仮称）から同郡山都町城平字原地内の矢部インターチェンジ（仮称）までの延長22.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする事業である。
本件区間が通過する熊本県上益城郡御船町、益城町及び山都町（以下「本件地域」という。）は、農業が盛んな地域であり、夏秋キャベツ、栗等の栽培が行われており、これらの農産品は九州内外に出荷されている。
また、本件区間周辺には、物流等を担う幹線道路として一般国道445号等があるが、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が多く存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。
本件事業の完成により、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と接続し、本件地域が小池インターチェンジ（仮称）等を介して熊本市、鹿児島市、福岡市等の九州地方の各都市とを結ぶ広域的な高速交通